

10月からスタート

幼児教育の無償化

認可外保育施設等を利用する方

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性があり、保育所・認定こども園等を利用できていない方に対して、対象施設等を利用した際に支払った利用料を給付します。

対象施設

- ◆ 認可外保育施設
- ◆ 一時預かり事業
- ◆ 病児・病後児保育事業
- ◆ ファミリーサポートセンター

※送迎のみの利用の場合、対象になりません。

※対象となる施設は、市のホームページに一覧を掲載します。

無償化の内容・手続等

対象

3～5歳の子ども（小学校入学前3年間）
0～2歳の住民税非課税世帯の子ども
※2・3号認定を受けて認可保育園・こども園等
を利用している方は対象になりません。

要件

就労等、保育の必要性のある方
※サービス利用前に認定の申請が必要です。

内容

| 年齢 | 給付限度額 |
|-------------------|------------|
| 3～5歳 | 月額 37,000円 |
| 0～2歳 ※住民税非課税世帯 | 月額 42,000円 |

※幼稚園に在園する方も、一部対象となります。
(預かり保育と合わせて、月額11,300円まで)

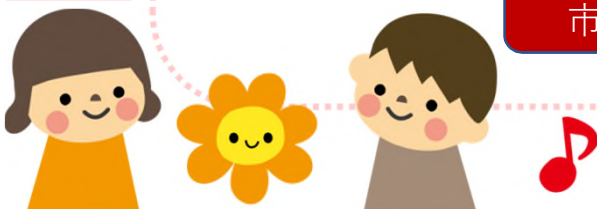
支払時期

7月・10月・1月・4月の月末

給付手続

施設が発行する「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書」を持参し、それぞれの支払時期の前月末までに保育幼稚園課に申請してください。

※詳しい認定申請、給付手続等は、
市のホームページをご覧ください。



-問合せ先-
浦安市健康こども部保育幼稚園課
TEL：047-712-6439（直通）